

愛知県公報

発行／愛知県 編集／総務部法務文書課 (毎週火・金曜日発行)

目次

○愛知県文化芸術振興条例	第2号	(文化芸術課)	6
○愛知県医療療育センター条例	第3号	(障害福祉課)	10
○国民健康保険保険給付費等交付金の交付に関する条例	第4号	(国民健康保険課)	19
○愛知県国民健康保険運営協議会の委員の定数を定める条例	第5号	(同)	20
○愛知県部局設置条例の一部を改正する条例	第6号	(総務部総務課)	20
○愛知県手数料条例の一部を改正する条例	第7号	(財政課)	21
○愛知県県税条例の一部を改正する条例	第8号	(税務課)	26
○愛知県職員定数条例の一部を改正する条例	第9号	(人事課)	27
○知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例	第10号	(同)	27
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例	第11号	(情報企画課)	28
○愛知県名古屋飛行場条例の一部を改正する条例	第12号	(航空対策課)	29
○消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例	第13号	(県民生活課)	29
○愛知県青少年保護育成条例の一部を改正する条例	第14号	(社会活動推進課)	29
○愛知芸術文化センター条例の一部を改正する条例	第15号	(文化芸術課)	30
○愛知県公立大学法人評価委員会条例の一部を改正する条例	第16号	(学事振興課)	31
○環境保全基金条例の一部を改正する条例	第17号	(環境活動推進課)	31
○県民の生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例	第18号	(水地盤環境課)	32
○廃棄物の適正な処理の促進に関する条例の一部を改正する条例	第19号	(資源循環推進課)	33
○愛知県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例	第20号	(同)	34
○愛知県事務処理特例条例の一部を改正する条例	第21号	(健康福祉総務課)	35
○指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	第22号	(高齢福祉課)	35
○愛知県心身障害者コロニー条例の一部を改正する条例	第23号	(障害福祉課)	37
○指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	第24号	(同)	38
○後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例	第25号	(国民健康保険課)	39
○国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例	第26号	(同)	39
○愛知県看護師養成施設条例の一部を改正する条例	第27号	(医務課)	40
○旅館業法施行条例の一部を改正する条例	第28号	(生活衛生課)	41
○愛知県農林業振興施設条例の一部を改正する条例	第29号	(農業経営課)	41
○愛知県都市公園条例の一部を改正する条例	第30号	(公園緑地課)	42
○砂防指定地内における行為の規制に関する条例の一部を改正する条例	第31号	(砂防課)	43
○都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例	第32号	(建築指導課)	43
○愛知県立学校条例の一部を改正する条例	第33号	(財務施設課)	44
○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例	第34号	(保安課)	45

青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講じていない特定携帯電話端末等を販売したときは、(1)の書面を保存すること。

- 2 その他必要な規定の整備を行うこととした。
- 3 この条例は、平成30年 4月 1日から施行することとした。

◇愛知芸術文化センター条例の一部を改正する条例（条例第15号）

- 1 愛知県芸術劇場の花道を廃止することとした。
- 2 愛知県芸術劇場の舞台せりの使用料の上限額を引き下げることとした。
- 3 この条例は、平成30年 4月 1日から施行することとした。

◇愛知県公立大学法人評価委員会条例の一部を改正する条例（条例第16号）

- 1 地方独立行政法人法の一部改正に伴い、規定の整理を行うこととした。
- 2 この条例は、平成30年 4月 1日から施行することとした。

◇環境保全基金条例の一部を改正する条例（条例第17号）

- 1 環境保全に関する知識の普及及び環境保全活動の促進のための財源に充てるときに、基金を処分することができることとした。
- 2 この条例は、平成30年 4月 1日から施行することとした。

◇県民の生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例（条例第18号）

- 1 土壌汚染対策法の一部改正に伴い、土壌汚染の拡散防止のための応急の措置等を行わなければならない者に、土地の形質の変更をしようとする者から土壌汚染状況調査の結果の通知を受けた土地の所有者等を追加することとした。
- 2 その他必要な規定の整備を行うこととした。
- 3 この条例は、平成30年 4月 1日から施行することとした。

◇廃棄物の適正な処理の促進に関する条例の一部を改正する条例（条例第19号）

- 1 知事は、事業者が次の確認をしていないと認めるときは、当該確認をすべきことを勧告することができることとした。
 - (1) 県内産業廃棄物の処理を産業廃棄物処理業者に委託しようとする際の当該産業廃棄物処理業者が当該委託に係る産業廃棄物を処理する能力を備えていることの確認
 - (2) 産業廃棄物処理業者に委託した県内産業廃棄物の処理の状況の定期的な確認
- 2 知事は、事業者が正当な理由がなくて1の勧告に従わないときは、その旨及び勧告の内容を公表することができることとした。
- 3 この条例は、平成30年10月 1日から施行することとした。

◇愛知県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例（条例第20号）

- 1 地方税法の一部改正に伴い、産業廃棄物税に係る犯則事件について通告処分等の対象とすることとした。
- 2 この条例は、平成30年 4月 1日から施行することとした。

◇愛知県事務処理特例条例の一部を改正する条例（条例第21号）

- 1 医療法に基づき、病院の業務が法令又は法令に基づく処分に違反していると認められるときに、病院の開設者に対し、必要な措置をとるべきことを命ずる事務等を豊橋市及び岡崎市に移譲することとした。
- 2 その他必要な規定の整理を行うこととした。
- 3 この条例は、医療法等の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。ただし、2については、平成30年 4月 1日から施行することとした。

◇指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（条例第22号）

- 1 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による介護保険法の一部改正により条例で定めることとされた介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めることとした。
- 2 その他必要な規定の整理を行うこととした。
- 3 この条例は、平成30年 4月 1日から施行することとした。

◇愛知県心身障害者コロニー条例の一部を改正する条例（条例第23号）

- 1 愛知県春日台職業訓練校を廃止することとした。
- 2 中央病院の診療科目に心療精神科を追加することとした。

第四十三条中「第四十条第一項から第三項」を「第三十九条の三、第四十条第一項から第四項」に、「第五項」を「第六項」に、「第四十条第四項」を「第四十条第五項」に、「第六項」を「第七項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(愛知県事務処理特例条例の一部改正)

2 愛知県事務処理特例条例(平成十一年愛知県条例第五十五号)の一部を次のように改正する。
別表第五の十二の項(二十四)中「(十六)まで、(二十二)及び(二十三)」を「(十七)まで、(二十三)及び(二十四)」に改め、同項中(二十四)を(二十五)とし、(十二)から(二十三)までを一号ずつ繰り下げ、同項(十一)中「第四十条第六項」を「第四十条第七項」に改め、同項(十一)を同項(十二)とし、同項(十)中「第四十条第五項」を「第四十条第六項」に改め、同項(十)を同項(十一)とし、同項(九)中「第四十条第四項」を「第四十条第五項」に改め、同項(九)を同項(十)とし、同項(八)中「第四十条第三項」を「第四十条第四項」に改め、同項中(八)を(九)とし、(七)の次に次のように加える。

(八) 条例第四十条第三項の規定により土壌の汚染の状況等の届出を受理するもの。

(県民の生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

3 県民の生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例(平成二十二年愛知県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「及び第五項」を「及び第六項」に改める。

附則第四項中「第四十条第五項」を「第四十条第六項」に改める。

廃棄物の適正な処理の促進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第十九号

廃棄物の適正な処理の促進に関する条例の一部を改正する条例

廃棄物の適正な処理の促進に関する条例(平成十五年愛知県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「ため」の下に「、規則で定めるところにより」を加え、同条中第三項を第六項とし、第二項の次に次の三項を加える。

3 知事は、事業者が前二項の規定による確認をしていないと認めるときは、当該事業者に対し、これらの規定による確認をすべきことを勧告することができる。

4 知事は、前項の規定による勧告をした場合において、事業者が正当な理由がなくてその勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。

5 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該事業者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

第八条第四項を次のように改める。

4 前条第四項及び第五項の規定は、前項の規定による勧告について準用する。
第八条第五項を削る。

第二十五条第二項中「第八条第五項」を「第七条第五項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十年十月一日から施行する。

(愛知県事務処理特例条例の一部改正)

2 愛知県事務処理特例条例(平成十一年愛知県条例第五十五号)の一部を次のように改正する。
別表第五の七の項(二十三)中「(二十一)」を「(二十三)」に改め、同項(二十三)を同項(二十四)とし、同項(二十二)中「(二十)」を「(二十一)」に改め、同項(二十二)を同項(二十三)とし、同項(二十一)中「(二十)」を「(二十一)」に改め、同項中(二十一)を(二十二)とし、(八)から(二十)までを一号ずつ繰り下げ、(七)を削り、(六)を(八)とし、(五)を(七)とし、(四)を(六)とし、同項(三)中「第七条第三項」を「第七条第六項」に改め、同項中(三)を(五)とし、(二)の次に次のように加える。

(三) 条例第七条第三項の規定により確認をすべきことを勧告すること。

(四) 条例第七条第四項(条例第八条第四項において準用する場合を含む。)の規定により勧告に従わない旨等を公表すること。

愛知県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

愛知県知事 大村 秀 章

愛知県条例第二十号

愛知県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例

愛知県産業廃棄物税条例(平成十七年愛知県条例第七号)の一部を次のように改正する。
第二十九条を第三十条とし、第二十八条を第二十九条とし、第二十七条の次に次の一条を加える。

(地方税法施行令第六条の二十二の四第六号の条例で指定するもの)

第二十八条 産業廃棄物税は、地方税法施行令第六条の二十二の四第六号の条例で指定する法定外目的税とする。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

愛知県事務処理特例条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

愛知県知事 大村 秀 章

愛知県条例第二十一号

愛知県事務処理特例条例の一部を改正する条例

愛知県事務処理特例条例（平成十一年愛知県条例第五十五号）の一部を次のように改正する。
別表第六の八の項（四）中「第七条の二第六項」を「第七条の二第五項」に改め、同項中（十一）を削り、（十二）を（十一）とし、（十三）から（十八）までを一号ずつ繰り上げ、同表の九の項中（五）を（七）とし、（四）を（六）とし、（三）を（五）とし、（二）の次に次のように加える。

（三） 法第二十四条の二第一項の規定により必要な措置をとるべきことを命ずること。

（四） 法第二十四条の二第二項の規定により病院の業務の全部又は一部の停止を命ずること。

別表第六の三十二の項中「名古屋市、」を削る。

附 則

この条例は、医療法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十七号）の施行の日から施行する。ただし、別表第六の八の項及び三十二の項の改正規定は、平成三十年四月一日から施行する。

指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

愛知県知事 大村 秀 章

愛知県条例第二十二号

指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年愛知県条例第七十号）の一部を次のように改正する。